

南砺市告示第70号

南砺市上下水道料金検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年3月11日

南砺市長 田中幹夫

南砺市上下水道料金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南砺市の水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び個別合併浄化槽施設の使用料等について、必要な事項を調査、検討し、以て本市の上下水道事業の安定的かつ持続的な運営を図るため、南砺市上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に提言を行う。

(1) 水道料金

(2) 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、林業集落排水処理施設使用料、個別合併浄化槽使用料

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 本市の水道又は下水道（集落排水処理施設、個別合併浄化槽を含む）の使用者

(2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条の規定による提言

を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ふるさと整備部上下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条の規定による提言のあった日限り、その効力を失う。